令和元年度
第２回 医師国保通常組合会

と　き　令和２年２月20日（木）15：00～15：40

ところ　山口県医師会６階会議室

Ⅰ　開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数31名、出席議員25名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

Ⅱ　理事長挨拶

河村理事長　本日は、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、本組合は運営において、大きな分岐点に立たされております。まずは、被保険者数が年々減少してきていること。また、国庫補助の見直しとして、平成27年度まで32％だった従来分の補助率が、28年度から令和２年度までの５年間で13％に引き下げられること。そして、高額医療費の増加です。

この３つの問題により、令和２年度の予算編成は大変厳しい状況となっております。

また、これらは現在だけのことではなく、数年後、さらに大きな問題となるかもしれません。

その詳細は後程、詳しくご説明いたしますが、こういった厳しい状況を踏まえて、本日の各議題をご審議いただければと思います。

Ⅲ　議事録署名議員指名

矢野議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

西村　滋生　議員
弘田　直樹　議員

Ⅳ　議案審議

承認第１号　令和２年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

沖中常務理事　平成22年の全国建設工事業国保組合の無資格加入問題により、国から法令遵守の

出席者

組合会議員

大島郡	野村　壽和	萩市	綿貫　篤志
玖珂	山下　秀治	徳山	津田　廣文
熊毛郡	滿岡　裕	徳山	津永　長門
吉南	小川　清吾	防府	木村　正統
美祢郡	坂井　久憲	下松	宮本　正樹
下関市	赤司　和彦	岩国市	小林　元壯
下関市	上野　雄史	岩国市	西岡　義幸
下関市	綾目　秀夫	山陽小野田	西村　公一
宇部市	黒川　泰	光市	竹中　博昭
宇部市	西村　滋生	柳井	弘田　直樹
宇部市	矢野　忠生	長門市	友近　康明
山口市	淵上　泰敬	美祢市	原田　菊夫
山口市	成重　隆博		

役員

理事長	河村　康明	理事	郷良　秀典
副理事長	林　弘人	理事	河村　一郎
副理事長	今村　孝子	理事	長谷川奈津江
常務理事	沖中　芳彦	監事	藤野　俊夫
常務理事	清水　暢	監事	篠原　照男
法令遵守（コンプライアンス）担当理事	萬　忠雄	監事	岡田　和好
理事	加藤　智栄		
理事	藤本　俊文		
理事	前川　恭子		
理事	白澤　文吾		
理事	山下　哲男		
理事	伊藤　真一		
理事	吉水　一郎		

体制整備が求められ、本組合では平成 23 年２月の組合会で、規約改正及び基本方針の策定を議決した。

この基本方針の中で、毎年度理事会において具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ることと規定しており、本年１月 23 日開催の第 15 回理事会で令和２年度の実践計画を策定した。

内容については、令和元年度分と変更はない。まず、「1　法令遵守マニュアルの策定」では、役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅したマニュアル等を策定すると規定している。本組合のマニュアルは、平成 23 年９月 15 日の理事会で策定しており、すべての役職員に配付している。

「2　法令遵守に関する指導・研修」では、役職員を対象とした研修を実施すると規定しているので、理事会の際にマニュアル等の確認を行うなど研修している。

「3　法令遵守のための管理」については、担当職員の業務について記載しているが、同一の業務について、主担当と副担当の職員により業務を執行することで、複数職員による対応としている。

4 には「法令遵守関連情報の組織的な把握等」について規定し、役職員の役割等を掲げている。

5 として「不祥事故への対応体制」について定めている。

以上の実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法を始め番号法などの関係法令に沿って厳正に業務運営を行う。

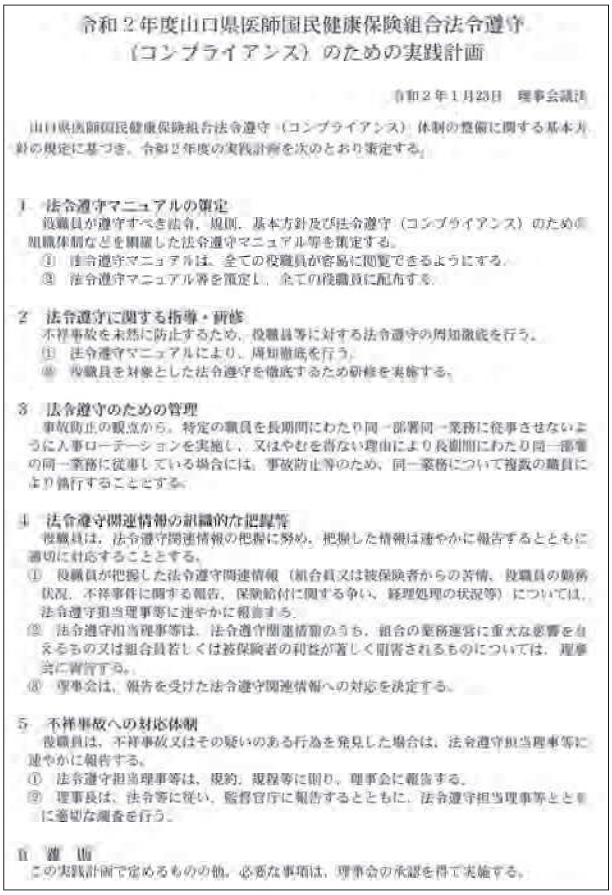

令和２年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守
（コンプライアンス）のための実践計画

令和２年１月23日　理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和２年度の実践計画を次のとおり策定する。

1　法令遵守マニュアルの策定
役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。
①　法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
②　法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員に配布する。

2　法令遵守に関する指導・研修
不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
①　法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。
②　役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。

3　法令遵守のための管理
事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、事故防止等のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。

4　法令遵守関連情報の組織的な把握等
役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。
①　役職員が把握した法令遵守関連情報（組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等）については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
②　法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。
③　理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5　不祥事故への対応体制
役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
①　法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。
②　理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。

6　運　用
この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

議案第１号　山口県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

沖中常務理事　お諮りする規約の一部改定は、保険料の改定と傷病手当金の見直しについてである。

＜保険料の改定＞

本組合は、平成 26 年度に収支均衡を図るため保険料の改定を行ったが、その後も被保険者数は減少の一途をたどり、歳入「第Ⅰ款　国民健康保険料」では、26 年度の 10 億 6,900 万円から、30 年度は９億 4,600 万円、率にして 11.5％減少している。また、28 年度から始まった国庫補助金の見直しにより、「第Ⅱ款　第２項　国庫補助金」は、26 年度の３億 500 万円から、30 年度には１億 7,500 万円と半減、補助金の逓減は令和２年度が５年目の最終年度となるが、収入財源は年々減少している。

また、歳出では、「第Ⅲ款　保険給付費」について、平成 28 年１月から高額医療費の発生が継続しており、被保険者数は減少しているにもかかわらず、６億５千万円を超える高い水準で推移している。

令和元年度は、歳入「第Ⅵ款　繰越金」が２億 5,800 万円あったことから、保険料の改定や法定積立金の取崩しを行うことなく予算編成できた。しかしながら、令和元年度の決算見込みでは、単年度収支が１億 2,100 万円の赤字となり、令和２年度に計上できる繰越金が１億 2,900 万円に半減する見込みとなった。

このような財政状況から、令和２年度予算編成は困難な状況にあり、現行の保険料で予算を

試算したところ、単年度収支は２億３千万円の赤字となる見込みとなった。このため、令和元年12月19日に開催された定款等検討委員会に保険料の改定等について諮問した。

改定にあたっては、令和４年度以降、団塊の世代が75歳以上となり、本組合の被保険者資格を喪失される甲種組合員が、これまでの年10名程度から30名程度と急激な増加で保険料のさらなる減収が見込まれることから、改定額は当面、令和２、３年度の２年間の収支均衡を見込んだ額とした。

まず、医療給付費分保険料は、後期高齢者支援金と介護納付金を除く保険給付費等の支出額を賄う額（該当の補助金を控除した額）が必要となり、甲種組合員は、全国医師国保組合の令和元年度保険料の平均並みの31,000円に、また、組合員の家族及び乙種組合員は、医療給付費分での収支が均衡するよう、それぞれ1,000円を引き上げ、組合員の家族は10,000円に、乙種組合員は12,000円に改定しようとするものである。

後期高齢者支援金分保険料の算出については、社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金見込額から補助金見込額を差し引いた額を保険料必要額とし、組合員の家族及び乙種組合員は、全国の最高額の5,000円まで引き上げ、後期高齢者支援金分での収支均衡を図るため、甲種組合員は2,500円引き上げて6,000円としている。

また、介護納付金分保険料についても、同様に介護納付金から補助金収入額を差し引いて保険料必要額を算出し、組合員の家族及び乙種組合員は、全国の最高額の5,500円まで引き上げ、介護納付金での収支均衡を図るため、甲種組合員は4,000円引き上げて8,500円としている。

この改定により、保険料全体で２億3,500万円増が見込まれることから、単年度収支２億3,000万円の赤字が、535万円の黒字に改善することとなる。

なお、甲種組合員については、改定後は市町国保より若干まだ低い保険料が維持できている。乙種組合員については、年間賞与がある場合を加味すると、まだ市町国保・協会けんぽより低い保険料だが、その差はほぼない状況となっている。

以上のように、非常に厳しい財政状況から、令和２、３年度の収支均衡を考慮した保険料に改定することが、健全な財政運営の体制づくりに必要不可欠であり、保険料の引き上げはやむを得ない、という定款等検討委員会の答申をいただいたので、この答申に基づき保険料の改定をさせていただこうとするものである。

＜傷病手当金の見直し＞

本組合の傷病手当金制度は、平成13年に乙種組合員を対象に創設し、支給開始日は、当時の県医師互助会の傷病見舞金に合わせ21日目からとし、平成24年の県医師互助会の事業廃止にともない、甲種組合員も対象に加え現在に至っている。

今回の保険料の引き上げにともない、医師国保離れも懸念されることから、給付内容の充実を図ることで、被保険者の確保につなげていくため、支給開始日の繰り上げについて、定款等検討委員会に諮問した。

見直し内容は、現在、休業・休職21日目から支給しているが、これを11日目からの支給とし、支給開始日を繰り上げるものである。全国の支給状況を見ると、11日目からの支給は未実施の組合を含めれば、サービス内容としては中ほどの状況となる。

現在、年間10名程度に約200万円を支給しているが、今回の見直しで約190万円の支給増が見込まれる。

この見直しについて、定款等検討委員会の答申では、平成13年４月の制度創設時から支給開始日を変更しておらず、本組合の乙種組合員の支給開始日は、本制度を実施している全国の医師国保組合のなかでもっとも遅いことと、今回の保険料の改定で組合員の負担が増すことから、より充実した制度とするためにも支給開始日を11日目に繰り上げることが適当である、という答申をいただいた。

以上のように、２つの諮問事項に対する答申を受けて、規約の一部改正についてお諮りする。

新旧対照表では、傷病手当金の支給について規定している規約第16条中、「20日」を「10日」に、

「21 日目」を「11 日目」に改正している。

施行日は令和２年４月１日とし、休職開始日が令和２年４月１日以降の休業・休職に適用することとする。

次に、保険料の賦課額を規定している第 21 条では、「一　医療給付費分 」の月額保険料の甲種組合員「25,500 円」を「31,000 円」に、乙種組合員の「11,000 円」を「12,000 円」に、組合員の家族「9,000 円」を「10,000 円」に改定している。

「二　後期高齢者支援金 」の月額保険料は、甲種組合員「3,500 円」を「6,000 円」に、乙種組合員及び組合員の家族「3,500 円」を「5,000 円」に改定している。

「三　介護納付金分 」の月額保険料については、甲種組合員「4,500 円」を「8,500 円」に、乙種組合員と組合員の家族「3,500 円」を「5,500 円」に改定している。

なお、「 四　後期高齢者組合員分 」保険料は、75 歳以上の被保険者でない組合員に賦課する保険料であるが、月額 1,000 円の保険料については、変更していない。

新旧対照表

現行	改正案
（傷病手当金） 第16条　組合は、被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き20日を超えて休業・休職したときは、21日目から起算して最高180日間１日につき、甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。 ２　この規約に定める事項のほか、必要な事項は別に定める。	（傷病手当金） 第16条　組合は、被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職したときは、11日目から起算して最高180日間１日につき、甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。 ２　（略）
（保険料の賦課額） 第21条　組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、別に定める納付方法により、毎月組合に納付しなければならない。 一　国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第４号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額 ア　甲種組合員　25,500円 イ　乙種組合員　11,000円 ウ　組合員の家族１人につき　9,000円 二　後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 ア　甲種組合員　3,500円 イ　乙種組合員　3,500円 ウ　組合員の家族１人につき　3,500円 三　介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額 ア　甲種組合員　4,500円 イ　乙種組合員　3,500円 ウ　組合員の家族１人につき　3,500円 四　保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者の組合員につき算定した後期高齢者賦課額 ア　甲種組合員　1,000円 イ　乙種組合員　1,000円	（保険料の賦課額） 第21条　組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、別に定める納付方法により、毎月組合に納付しなければならない。 一　国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第４号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額 ア　甲種組合員　31,000円 イ　乙種組合員　12,000円 ウ　組合員の家族１人につき　10,000円 二　後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 ア　甲種組合員　6,000円 イ　乙種組合員　5,000円 ウ　組合員の家族１人につき　5,000円 三　介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額 ア　甲種組合員　8,500円 イ　乙種組合員　5,500円 ウ　組合員の家族１人につき　5,500円 四　（略）

議案第２号　令和２年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について

沖中常務理事　「1.保険給付について」は、本組合の主体的事業であり、疾病や負傷に対する療養の給付のほかに、療養費、高額療養費等の 13 項目にわたる各種給付事業を実施する。(13) 傷病手当金については、支給開始日を繰り上げる内容に変更しているが、その他は、令和元年度と同じ給付内容としている。

「2.保健事業について」は、平成30年度からジェネリック差額通知や医療費通知の事業を実施しているが、これらを含めた７事業は、すべて継続事業である。

「4.社会保障・税番号制度への対応」については、オンライン資格確認等の実施に向け、システム改修を行うこととしている。令和元年度に、全国国保組合協会が開発した「新国保組合共通システム」を導入したため、引き続き対応に向けた作業を進める。

「5.月別事業計画」は、理事会、組合会の開催及び全医連や全協主催の諸会議等の予定を月ごとに示したものである。

議案第３号　令和２年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

沖中常務理事　令和２年度予算については、差引残高１億 3,033 万円を令和２年度繰越金として計上し、予算編成を行っている。

また、補助金や後期高齢者支援金等の算出については、昨年末に厚労省から示された予算編成に当たっての留意事項に基づいた予算額を計上している。

＜歳入＞

「第Ⅰ款　国民健康保険料」において、医療給付費分保険料、後期高齢者支援金分保険料及び介護納付金分保険料は、改定後の月額保険料に、令和２年度の被保険者見込み数を乗じて算出している。

被保険者数の年次別推移において、平成 29 ～ 30 年度では減少幅はゆるやかになっていたが、令和元年度では 142 名減としている。これは、4 月以降、自家診療を認めていない等の理由で、従業員とその家族が協会けんぽに加入されるなど脱退者が多くみられたためである。令和２年度の被保険者数の見込み者数は全体で 3,982 人となり、４千人台を割り込むと見込んでいるが、財政基盤を揺るがす要因となっている。

国民健康保険料総額は 11 億 2,853 万８千円で、元年度予算額に対し１億 8,703 万２千円、率にして約 20％増となっている。

「第Ⅱ款　国庫支出金」であるが、第１項内の事務費負担金では、平成 23 年度以降、各国保組合の所得水準に応じた支給調整率がかかることになり、厚労省が示した被保険者数に応じた額に 0.8 の支給調整率を乗じて算出し、351 万３千円を計上している。

「第２項　国庫補助金」内の療養給付費等補助金の１億 2,327 万１千円を、厚労省が示した算出式による補助金額を計上している。国庫補助の見直しについては、平成 27 年度まで 32％であった従来分の補助率が、平成 28 年度から令和２年度までの５年間で 13％に引き下げられ、令和２年度は最終年度となることから、従来分の補助率は新規分の補助率と同じ 13％となり、補助金は約４割まで削減されている。

なお、新規分とは、平成９年９月１日以降に健保の適用除外をして加入された者に係る分となり、補助率は社会保険並みとなる。

前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金にかかる分についても、厚労省が示した算出方法による補助金額を記載しているが、補助率の見直しによる減少分は全体で約１億 545 万円余となり、保険料改定の大きな要因となったところである。

特別調整補助金として 900 万円を計上しているが、保険者機能強化分等として、ウォーキング大会の経費、医療費通知やジェネリック差額通知等にかかる経費に対する補助金である。

また、全国国保組合協会に納付する、社会保障・税番号システムや国保共通システムの負担金についても補助対象分について申請することで、負担増を抑えることとする。

また、出産育児一時金等補助金では、１件 42

令和２年度事業計画

1. 保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

1 診察

2 薬剤又は治療材料の支給

3 処置、手術その他の治療

4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の３を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の２を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の２、現役並み所得者は、10分の３を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者。）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第36条第１項第５号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第36条第１項第５号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第２項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

(10) 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第57条の２第１項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第１項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第１項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

(11) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万４千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに１万６千円を加算する。

(12) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

(13) 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職をしたときは、11日目から起算して最高180日間１日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のＢ型肝炎予防対策としてＨＢｓ抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けされた「特定健診・保健指導」について第３期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年１回）。

(7) ジェネリック差額通知の実施について

該当被保険者に「ジェネリック差額通知書」を送付する（年１回）。

3. 広報活動について

(1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。

(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 社会保障・税番号制度への対応について

オンライン資格確認等の実施に向けた対応としてシステム改修等を行う。

5. 月別事業計画

月	組合会・理事会	諸会議及び研修会
4	理事会	
5	理事会	全国国保組合協会中国四国支部総会・委託研修会 全国医師国保組合連合会代表者会
6	理事会	全国国保組合協会通常総会
7	理事会 監事会 組合会	全国国保組合協会職員研修会 中国四国医師国保組合連絡協議会 中国地方国保事務担当者研究協議会
8	理事会	
9	理事会	全国国保組合協会事務長研修会
10	理事会	全国国保組合協会理事長・役員研修会 全国医師国保組合連合会第58回全体協議会
11	理事会	全国国保組合協会保健事業推進担当者研修会 全国医師国保組合連合会事務長連絡会 第10回学びながらのウォーキング大会 全国国保組合協会被保険者全国大会
12	理事会	中国四国医師国保組合事務連絡会
1	理事会	全国国保組合協会事務長研修会
2	理事会 組合会	全国国保組合協会理事長・役員研修会
3	理事会	全国国保組合協会通常総会

万円の一時金支給に対し、平成 24 年度以降、10 万５千円の補助となっている。

特定健康診査等補助金は、令和元年度と同額の補助単価と実施見込み者数から算出して 133 万２千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として 100 万円を計上している。

「第Ⅲ款　共同事業交付金」は、高額医療費共同事業に対する交付金であり、全国国保組合協会が示した高額医療費共同事業医療費拠出金と同額の 6,041 万３千円を計上している。令和元年度より、1,137 万５千円の増となっている。

「第Ⅳ款　財産収入」の「第１項　財産運用収入」は、特別積立金等の利息３万円を計上している。

「第Ⅴ款繰入金」は、科目存置としている。

「第Ⅵ款　繰越金」は、差し引き残高の１億 3,033 万円とし、令和元年度予算額より約 9,600 万円減となっている。

「第Ⅶ款　諸収入」は、令和元年度と同額の４千円を計上している。

歳入合計は、令和元年度より６%、8,216 万７千円増の 14 億 5,468 万１千円となっている。

＜歳出＞

「第Ⅰ款　組合会費」については、令和元年度と同額の 258 万１千円を計上している。

「第Ⅱ款　総務費」は、役員報酬等組合運営の事務費等として、令和元年度より 42 万５千円減の 4,023 万８千円を計上している。

令和元年度は、「第 11 節　需用費」で、被保険者証更新による作成費用として 62 万円を計上していたが、２年度は更新しないことからこの費用が不要となったため、総務費全体で減額となっている。

「第Ⅲ款　保険給付費」は、歳出全体の約半分を占める６億 7,666 万３千円を計上している。令和元年度に対し約 320 万円の増となっている。所要見込額の算出では、元年度と同額の５億 9,382 万５千円としている。なお、この額は、元年度予算額を下回ることから、２年度の予算額は、安全度を考慮して元年度予算額と同額を計上している。

なお、療養費及び高額療養費については、平成 31 年４月から令和元年 12 月までの９か月分の支給実績をもとに令和元年度年間推計額を算出し、２年度所要見込額は元年度と同額としている。

「第Ⅲ款　保険給付費」の「第１項　療養諸費」においては、療養給付費５億 9,604 万１千円とし、審査手数料は山口県国保連合会が示した手数料から算出した額で 298 万１千円となっている。

「第４項　出産育児諸費」については、25 件分の一時金と手数料を計上し、「第５項　葬祭諸費」は令和元年 12 月までの支給状況から 50 万円増の 150 万円としている。

また、「第６項　傷病手当金」については、見

令和２年度歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
Ⅰ 国民健康保険料	1,128,538	Ⅰ 組合会費	2,581
(1) 国民健康保険料	1,128,538	(1) 組合会費	2,581
Ⅱ 国庫支出金	135,365	Ⅱ 総務費	40,238
(1) 国庫負担金	3,513	(1) 総務管理費	39,728
(2) 国庫補助金	131,852	(2) 徴収費	510
Ⅲ 共同事業交付金	60,413	Ⅲ 保険給付費	676,663
(1) 共同事業交付金	60,413	(1) 療養諸費	602,022
Ⅳ 財産収入	30	(2) 高額療養費	57,533
(1) 財産運用収入	30	(3) 移送費	100
Ⅴ 繰入金	1	(4) 出産育児諸費	10,506
(1) 準備金等繰入金	1	(5) 葬祭諸費	1,500
Ⅵ 繰越金	130,330	(6) 傷病手当金	5,000
(1) 繰越金	130,330	Ⅳ 後期高齢者支援金等	253,046
Ⅶ 諸収入	4	(1) 後期高齢者支援金等	253,046
(1) 預金利子	1	Ⅴ 前期高齢者納付金等	68,147
(2) 雑入	3	(1) 前期高齢者納付金等	68,147
		Ⅵ 介護納付金	153,731
		(1) 介護納付金	153,731
		Ⅶ 共同事業拠出金等	68,850
		(1) 共同事業拠出金	60,444
		(2) 共同事業負担金	8,406
		Ⅷ 保健事業費	45,575
		(1) 特定健康診査等事業費	5,730
		(2) 保健事業費	38,845
		(3) 死亡見舞金	1,000
		Ⅸ 積立金	1,001
		(1) 積立金	1,001
		Ⅹ 公債費	1
		(1) 一般公債費	1
		Ⅺ 諸支出金	3
		(1) 償還金及び還付加算金	3
		Ⅻ 予備費	144,845
		(1) 予備費	144,845
合計	1,454,681	合計	1,454,681

直しによる増加分を増額し 500 万円を計上している。

「第Ⅳ款　後期高齢者支援金等」、「第Ⅴ款　前期高齢者納付金等」、「第Ⅵ款　介護納付金」については、社会保険診療報酬支払基金に納付する額で、3 款あわせて 4 億 7,492 万 4 千円となる。厚労省が示した算定式により算出した額を予算額としている。

いずれも令和元年度予算額を上回り、3 款合計で約 4,379 万円の増となっている。

なお、「第Ⅵ款　介護納付金」では、平成 30・31 年度追加納付額として 6 万 7,805 円をあげている。これは、支払基金のシステムプログラムの修正誤り等による不足額を追加分として、令和 2 年度に上乗せして納付するものである。

「第Ⅶ款　共同事業拠出金等」の「第 1 項　共同事業拠出金」は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会（全協）に支払う額であり、全協から示された 6,044 万 4 千円を計上している。

また、「第 2 項　共同事業負担金」では全協に納付する負担金として、国民健康保険組合共通システム共同事業負担金 660 万 8 千円、社会保障・税番号システム負担金約 172 万円を計上している。また、中間サーバー運営負担金として、社会保障・税番号制度における医療保険者等向け中間サーバーのランニングコスト等、厚労省が示した単価から算出した額を計上している。

「第Ⅷ款　保健事業費」では、「第 1 項　特定健康診査等事業費」で、令和元年度とほぼ同額の 573 万円を計上している。特定健診・特定保健指導共同処理手数料は、山口県国保連合会が示した手数料単価から算出した額とし、特定健診及び特定保健指導の単価は、山口県医師会が示した 2 年度の額としている。

「第 2 項　保健事業費」は、健康診断助成金やウォーキング大会の経費等で、3,884 万 5 千円としている。

「第Ⅸ款　積立金」において、特別積立金では、平成 30 年度に 3 千万円を取り崩し繰入金としたので、現在の保有額が 1 億 7 千万円となっている。また、給付費等支払準備金の保有額は 1 億 600 万円で、2 つの積立金ともに法定積立額を上回っているが、取崩し可能額は合計約 9,300 万円という状況にある。

特別積立金では、法定積立額以上を保有しているので、新たな積立は行わず、職員退職給与金積立金のみ 100 万円を積み立てる。

「第Ⅹ款　公債費」は、科目存置である。

「第Ⅺ款　諸支出金」については、3 千円を計上している。

歳入歳出を調整した結果、「第Ⅻ款　予備費」として、令和元年度より 2,485 万 8 千円増の 1 億 4,484 万 5 千円を計上している。

Ⅴ　採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手全員により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了した。

Ⅵ　閉会の挨拶

河村理事長　皆様、ご審議ありがとうございました。

国保の運営に関する問題が大きくなったのは 5 年ほど前になるかと思いますが、被保険者数の少ない組合で高額医療が数件発生し、大幅な保険料の増額を迫られたことがあった頃だと思います。

都会の被保険者数が多い国保組合では、このような問題はあまり起こっていないためか、危機感を感じられていないことがあります。しかしながら、地方の国保組合では、以前よりこういった問題を抱えており、どのように対処するかが常々課題となっております。

今後の大きな流れとしましては、高額医療への対応として、全国の多くの国保組合が参加している全協で取りまとめができないか、又は全国の医師国保を一つにまとめることができないか、等の議論になろうかと思われます。

数年のうちには、全国的に更に深刻な問題が増えてくるのは必至ですので、多角的な情報を踏まえて、慎重な検討を行ってまいりたいと思います。

本日は、ご多忙の中、誠にありがとうございました。